

目次

告示

○道指定無形民俗文化財の指定について…………… 1

告示

北海道教育委員会告示第31号

北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)第26条第1項の規定により別記の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定した。

令和7年6月18日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

別記

- 1 種別 無形民俗文化財(風俗慣習)  
2 名称 琴平神社祭典神輿渡御行列  
3 指定年月日 令和7年(2025年)6月18日  
4 所在地 古平郡古平町  
5 保護団体 琴平神社祭典神輿渡御行列保存会  
6 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則(昭和52年北海道教育委員会規則第12号)第53条及び別表第6道指定無形民俗文化財指定基準

1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 指定理由

琴平神社祭典神輿渡御行列は、古平町に所在する琴平神社の祭礼行事として長きにわたり執り行われてきた。琴平神社で祭典の形式が整ったのは、明治13年(1880年)以降とされている。

神輿の還御の前には、「御神火入り」(通称「火渡り」「火潜り」と呼ばれる特殊神事(以下「火渡り」という。))が執り行われている。

この神事は、「罪穢れを火で祓い清める」という漁民の心情を反映した習俗であり、地域的特色が豊かである。なお、北後志地方では他の地域においても執り行われているが、琴平神社のものが特に盛大である。

火渡りを行うのは、神輿渡御行列の先導役を務める猿田彦(天狗)と大榎、獅子舞、神輿であり、特に、天狗の神格化が際立っている。ひとたび面を付けたら一切言葉を発してはならない等の厳格なしきたりが守られており、猿田彦によって示される氏神への畏敬の念は、地域住民が遵守すべき秩序そのものであり、祭典の機会に毎年繰り返し確認されることで、地域社会の結束強化に貢献している。

古平町では、平成13年(2001年)に、「琴平神社祭典神輿渡御行列保存会」を結成し、同時期に町文化財に指定するなど、地域ぐるみでこの祭典の保存継承に取り組んでおり、文化財の保存と活用の在り方を理解する上でも重要なものである。

